

陳 情 文 書 表

令 6 陳 情 第 1 0 号	令 和 6 年 8 月 1 3 日 受 理
件 名	子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種後の健康被害救済 についての陳情
陳 情 者	秦野市名古木4-2 県営アメニティ名古木1-103 時田 幸花
陳 情 の 要 旨	
<p>2010年から国の緊急促進事業で実施された子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種による健康被害に遭ってから10年以上が経過しました。</p> <p>秦野市は、平成27年9月にアンケートで子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種後の健康調査を行った後、残念なことにそれ以降のフォローがありません。</p> <p>予防接種の被害を受けたと診断されてから10年以上が経過しましたが、今もまだ治療方法も治療薬もない状態が続いていて、社会復帰どころか普通の生活を送ることすら困難です。</p> <p>予防接種後の健康被害に対する救済制度は、国・県・自治体に対して行う3つの方法があり、国に対する申請は現在も続けていますが、認定を受けられず今に至っています。審査の内容に不信感を持ち、審査方法について情報公開請求を行いました。が、まともな審査が行われていないと感じる内容でした。また、審査に不服があっても国側は一切回答せず、診断書も無視され、毎回同じ理由をつけて申請を棄却してきます。</p> <p>また、県については現在、HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）がA類疾病に分類されていますが、接種を受けた当時は緊急促進事業の任意接種だったため、申請できないということでした。新型コロナワクチンの臨時接種は任意接種でも申請を受けてもらえるのに、緊急促進事業で受けたHPVワクチンはなぜか出来ないそうです。</p> <p>さらに、自治体については、予防接種による障害に対して補償するために加入している保険があり、被害者は自治体に対して請求する権利が、また自治体は保険会社に請求する権利があります。</p> <p>副反応による重度の障害を負い後遺症が残りましたが、予防接種事故賠償保</p>	

険請求の審査も進んでいません。この保険が「全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度」といい、申請中です。秦野市が加入してから現在まで、過去に一度も保険請求がない、支払いもされたことがない保険ですが、今こうして実際に予防接種による事故の申請をした後、何年も放置された状態が続いています。

それに加えて、率先して交渉すべき加入者である秦野市にも動きが見られません。保険会社から支払いを受けるのは保険の加入者である秦野市であり、健康被害を受けた被害者は秦野市から賠償を受ける権利があります。被害者を救済する責任を持つのは秦野市であり、保険会社ではありません。損をすると困るからと、被害者の声を聞いたふりをするだけで、保険会社側の言いなりになるのは間違っています。

緊急促進事業として、この予防接種を実施した秦野市には、ぜひ、独自の被害者救済をお願いいたします。

陳情事項

緊急促進事業で子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種を実施した自治体として、被害者を診察している医師を交えた上で調査委員会を開き、秦野市から被害者へ賠償金を支払う形での救済を求めること。